

指定道路取扱基準改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">指定道路取扱基準</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 23 年 8 月 23 日 23 都市建企第 484 号</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正 平成 29 年 6 月 19 日</u> <u>29 都市建企第 180 号</u></p> <p>第 1 章から第 3 章 (現行のとおり)</p> <p>第 4 章</p> <p>第 1 二項道路の指定等の基準</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>(1) (削除)</p> <p>(1) 二項道路を含む区域において都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和 39 年法律第 160 号) による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成 9 年法律第 49 号) による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道</p>	<p style="text-align: center;">指定道路取扱基準</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 23 年 8 月 23 日 23 都市建企第 484 号</p> <p>第 1 章から第 3 章 (略)</p> <p>第 4 章</p> <p>第 1 二項道路の指定等の基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>みなし境界線 (法第 42 条第 2 項においてその道路の境界線とみなす線をいう。以下同じ。) 間をすべて包含した法第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路となった場合</u></p> <p>(2) 二項道路を含む区域において都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) による市街地再開発事業、土地区画整理法による土地区画整理事業、旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和 39 年法律第 160 号) による住宅地造成事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成 9 年法律第 49 号) による防災街区整備事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、当該指定道</p>

改正後	改正前
<p>路の形態がなくなっているとき(当該指定道路が都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。)</p> <p><u>(2) 基準時に存在した道を含んで法第42条第1項第1号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき</u></p> <p>第2 (現行のとおり)</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>(1) 「申請者」は、道路の指定等をする道路に係るみなし境界線(法第42条第2項においてその道路の境界線とみなす線をいう。)間の土地の所有権、地上権又は借地権を有する者及び管理者全員の連名による。</p> <p>第3から第4 (現行のとおり)</p>	<p>路の形態がなくなっているとき(当該指定道路が都市計画法第29条第1項、第34条の2若しくは同法第35条の2の許可に基づく開発行為の接続先道路又は敷地が接する道路の場合は除く。)</p> <p><u>(3) 基準時に存在した道を含んで法第42条第1項第1号に規定する道路が整備された場合で、避難又は通行の安全上、その道路の周囲の土地の状況等により支障がないとき</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 「申請者」は、道路の指定等をする道路に係るみなし境界線間の土地の所有権、地上権又は借地権を有する者及び管理者全員の連名による。</p> <p>第3から第4 (略)</p>
<p><u>第5章 職権による指定の取消し</u></p> <p><u>第1 職権による指定の取消し</u></p> <p><u>指定道路が、以下の1から3のいずれかに該当する場合、第2章から第4章の規定に係わらず、職権による指定の取り消しを行うことができる。</u></p> <p><u>1 指定道路の全てが法第42条第1項第1号に規定する道路となった場合で、以下の要件のいずれかに該当することが確認できる場合</u></p> <p><u>(1) 四号道路の指定後、事業が完了し、道路区域の決定が行われたこと。</u></p> <p><u>(2) 五号道路の指定後、自治体に寄付等が行われ、道路区域の決定が行われたこと。</u></p> <p><u>(3) みなし境界線間の後退がすべて完了した二項道路で、道路区域の決定が行われたこと。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>2 五号道路及び二項道路を含む区域において都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業、都市再開発法による市街地再開発事業又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行により当該指定道路以外の道路が整備されたことに伴い、当該指定道路が不要となり、以下の要件のいずれかに該当することが確認できる場合</u></p> <p><u>(1) 都市計画法第 29 条第 1 項、第 34 条の 2 若しくは同法第 35 条の 2 の許可に基づく開発行為、第 65 条第 1 項の規定が適用される都市計画事業の区域内に指定道路が全て含まれており、工事着手により指定道路の形態がなくなったこと。</u></p> <p><u>(2) 都市再開発法による市街地再開発事業の区域内に指定道路が全て含まれ、権利変換計画認可（管理処分計画認可）が行われており指定道路の形態がなくなったこと。</u></p> <p><u>(3) 土地区画整理法による土地区画整理事業の区域内に指定道路が全て含まれ、仮換地指定による使用収益の停止が行われており指定道路の形態がなくなったこと。</u></p> <p><u>3 五号道路が指定どおりに道路が築造されておらず、以下の要件すべてに該当することが確認できる場合</u></p> <p><u>(1) 指定後に一度も築造されていないこと。</u></p> <p><u>(2) 当該土地所有者に築造する意思がないこと。</u></p> <p><u>(3) 指定の全てを取り消すことができること（変更でないこと）。</u></p> <p><u>(4) 指定等の経緯を鑑みて特に取消しする必要があると認められること。</u></p> <p>第 6 章 （現行のとおり）</p>	<p>第 5 章 （略）</p>

改正後	改正前
附 則 （現行のとおり） <u>附 則</u> <u>1 この基準は、平成 29 年 6 月 19 日から施行する。</u>	附 則 （略）